

事務連絡
令和2年4月8日

各都道府県
指定都市
中核市

ひとり親家庭施策担当部局
生活困窮者自立支援制度主管部局
障害保健福祉部局
介護保険担当主管部局

御中

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室
厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室
厚生労働省老健局振興課
厚生労働省老健局老人保健課

子ども食堂の運営における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた対応について

新型コロナウイルス感染症への対応については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」という。）等に基づき取り組んでいただいているところですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、令和2年3月26日に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第15条第1項に基づく政府対策本部が設置され、同年4月7日に新型コロナウイルス感染症対策本部長は同法第32条第1項に基づき、緊急事態宣言を行ったところです。また、同日、基本的対処方針についても緊急事態宣言を踏まえた改訂が行われたところです。

これまでと同様に、手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底や、「三つの密」が重なるような場面は避けることはもとより、緊急事態宣言を実施すべき区域として指定された地域においては、今後、法に基づき、都道府県から感染の拡大につながるおそれのある催物（イベント）開催の制限の要請等が行われることが考えられます。こうした都道府県からの要請等の内容を踏まえつつ、子ども食堂を運営するに当たっては、衛生主管部（局）ともご相談いただきながら、その実施方法について検討をいただくようお願いいたします。

なお、実施方法を検討いただくに当たっては、これまでの累次の事務連絡（令和2年3月3日付け、同年3月13日付け、同年3月24日付け及び同年4月2日付け）において、子ども食堂が地域で多様な形態で運営がなされている実態を踏まえた留意点として、感染拡大の防止に向けた対応のほか、

- ・ 子ども食堂の活動において活用可能な政府の施策や、当該施策を活用した柔軟な運営が可能であること
- ・ 民間企業や地方公共団体、子ども食堂の運営者等との連携協力が重要であること

- ・ 子ども食堂とフードバンクとが協力し、子ども食堂において未利用食品を効果的に活用し、配布することが考えられ、農林水産省が実施する新しい事業の活用等が可能であること
- ・ 地域の感染状況を踏まえつつ、感染拡大の防止に向けた対応を行うことを大前提として、公民館などの社会教育施設等を利用して子ども食堂を運営することも考えられること

などをお示ししていることに留意し、地域の感染状況を踏まえつつ対応を行っていただくよう、お願いいたします。

各都道府県におかれては、貴管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に対し周知をお願いいたします。

また、子ども食堂の運営者のほか、地域住民及び福祉関係者に周知されるよう、関係団体への協力要請等よろしくお取り計らい願います。

(別添 1)

- ・ 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 2 年 4 月 7 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）

(別添 2)

- ・ 「新型コロナウイルス感染症への対応として子ども食堂の運営上留意すべき事項等について」（令和 2 年 3 月 3 日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室ほか連名事務連絡）

(別添 3)

- ・ 「新型コロナウイルス感染症対策に伴う子ども食堂とフードバンクとの協力について」（令和 2 年 3 月 13 日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室ほか連名事務連絡）

(別添 4)

- ・ 「新型コロナウイルス感染症への対応として子ども食堂の運営上留意すべき事項等について（その 2）」（令和 2 年 3 月 24 日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室ほか連名事務連絡）

(別添 5)

- ・ 「新型コロナウイルス感染症への対応として子ども食堂の運営上留意すべき事項等について（その 3）」（令和 2 年 4 月 2 日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室ほか連名事務連絡）

【照会先】

(子どもの生活・学習支援事業)

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
母子家庭等自立支援室 生活支援係
電話：03-5253-1111(内線 4887)

(子どもの学習・生活支援事業)

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室 居住支援係
電話：03-5253-1111(内線 2879)

(地域活動支援センター事業)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
自立支援振興室 地域生活支援係
電話：03-5253-1111(内線 3075)

(介護予防・日常生活支援総合事業)

厚生労働省老健局振興課 地域包括ケア推進係
電話：03-5253-1111(内線 3986)

(介護予防・日常生活支援総合事業（一般介護予防事業）)

厚生労働省老健局老人保健課 介護予防係
電話：03-5253-1111（内線 3947）